

令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務  
公募型プロポーザル審査要領

令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度マイナンバーカード普及促進事業委託業務 プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 対象へのアプローチ・申請サポートの企画 (50点)
- (2) 実施体制・スケジュール (30点)
- (3) 業務実績 (10点)
- (4) 経費見積書 (10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所（予定）  
令和4年4月6日（水）午後2時00分～  
場所：本町ビル4階会議室（高知市本町5丁目2番17号）
- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
  - ② 順番は別途お知らせします。
  - ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

## 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
対象へのアプローチ・申請サポートの企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本県のマイナンバーカードの現状をよく理解した上で企画立案がなされ、事業目的を達成する内容となっているか</li> <li>② 事業者等で働く方々を対象とした出張申請受付・出張申請サポートにおいては、事業者等に効果的にアプローチし、出張申請受付・出張申請サポートへの申込の可能性を高める企画となっているか</li> <li>③ 一般の方々を対象とした出張申請サポートでは、効果的な情報発信を行い、開催期間中コンスタントに多くの申請者を集めることができる企画となっているか</li> </ul>	50
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全てにおいて責任者の位置づけが明確であり、関係機関と連携し、主体的に作業が進められる人員・体制が確保されているか</li> <li>② それぞれの業務についての役割が明確に記載され、担当者数及び兼務関係が明記されているか</li> <li>③ 事業者等や一般の方々にマイナンバーカードの制度・メリットなどを正確に伝え、出張申請受付や出張申請サポートにつなげることのできる十分な知識及び経験を有する責任者及び担当者を配置しているか</li> </ul>	30
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 類似の業務実績があり、円滑な業務の遂行が見込めるか。</li> <li>② 要求水準を満たす能力はあるか。</li> </ul>	10
経費見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業執行が可能な金額であるか。</li> <li>② 効果的な事業施行が見込まれる経費配分か。</li> </ul>	10